諮問庁:特許庁長官

諮問日:令和2年2月19日(令和2年(行情)諮問第67号ないし同第70

号)

答申日:令和2年11月4日(令和2年度(行情)答申第334号ないし同第

3 3 7 号)

事件名:平成29年度における特許庁職員の死去に関する文書の一部開示決定 に関する件

> 平成28年度における特許庁職員の死去に関する文書の開示決定に 関する件(文書の特定)

> 平成27年度における特許庁職員の死去に関する文書の開示決定に 関する件(文書の特定)

> 平成30年度における特許庁職員の死去に関する文書の不開示決定 (不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる本件請求文書1ないし本件請求文書4(以下,併せて「本件請求文書」という。)の各開示請求に対し、本件請求文書1ないし本件請求文書3につき、別紙2に掲げる文書1ないし文書3(以下,順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」という。)を特定し、本件対象文書1の一部を不開示とし、本件対象文書2及び本件対象文書3を開示し、別紙2に掲げる文書4(以下「本件対象文書4」といい、本件対象文書1ないし本件対象文書3と併せて「本件対象文書」という。)を保有していないとして不開示とした各決定については、本件対象文書1の一部を不開示としたことは妥当であるが、平成27年度ないし平成30年度に死去した特許庁職員に係る死亡届の写しを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく各開示請求に対し、平成31年2月4日付け20181 217特許23,20190116特許30及び20190116特許3 1並びに令和元年5月17日付け20190417特許23により特許庁 長官(以下「特許庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各決定(以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求書1及び意見書1(令和2年(行情)諮問第67号)
 - ア 行政文書開示決定通知書の記載内容及び開示資料の検討

原処分1は不当である。すなわち、別途開示を受けた平成28年度 分及び平成27年度分の国家公務員死亡者数調査票によると性別及 び病死か災害死かの欄は開示されており、少なくとも性別及び死亡 の種類については法5条1号ただし書に規定する「法令の規定によ り又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情 報」に該当するというべきである。

次に、職員個人の病歴は、原則として法5条1号本文の不開示事由 に該当し得るが、本件については別途異なる考慮を要する。すなわ ち、特定年月日付け特定新聞において、宗像特許庁長官が寄稿した、 死去した特定職員に対する特定文書が掲載されている。この特定文 書の記載内容は次のとおりである。

(省略)

特定文書の中で「システム化の失敗」とは、平成16年の特許庁最適化計画に基づき平成18年に特定会社に発注し平成24年1月に失敗した事件であるが、この失敗の責任を上記特定文書における追悼の対象である亡くなった特定職員に転嫁し、いわゆる「死人に口無し」(死んだ人は何も言えない。死者が抗弁できないのをよいことに、罪を着せたりするときや、死者からは証言を得ることができないことにいう。)を実践した可能性が大きく認められる。具体的には、死線をさまよう闘病生活を送っていた特定職員に「あれだけの失敗をして反省したことは決して忘れない」と発言させた上でその直後の死去後に「特定職員は「あれだけの失敗をして反省したことは決して忘れない」と発言していた」旨の記載をする意図がそもそも存在していた可能性がある。

具体的には、特定文書の記載に関し次の疑問・矛盾が生じている。 (省略)

上記の矛盾・疑問内容及び特定文書本文における各段落ごとの内容・特徴並びに特定文書本文における各段落間の関係及び特定文書本文の全体像から、亡くなった特定職員の病歴を利用しながら、システム化の失敗の原因を亡くなった特定職員に転嫁する意図が大きく感じられる。これらを前提にすると、本件においては職員の病歴は職務遂行の内容に係る部分であるともいえるので法5条1号ただし書ハに該当し、職員の病歴・死亡の原因等も開示すべきであることになる。

さらに、特定文書では、亡くなった特定職員の性別が女性であるこ

と、死亡時の年齢、死亡日が上記特定文書が掲載された特定年月日の数日前であること、を明確に読み取ることができる。これらのことからも、性別や死亡時の年齢や死亡日や死因は、法 5 条 1 号ただし書に規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するということもできる。

また、適用俸給表は、20個の項目のうちから選択するようになっていること、俸給表自体は国家公務員法等により公開されていることから、職務遂行の内容に係る部分であるといえるので法5条1号ただし書いに該当するとともに、法5条1号ただし書に規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するということもできる。

また、開示資料である国家公務員死因調査(平成29年度)は、人事院職員福祉局職員福祉課が実施したいわゆるアンケートに関するもので特許庁が保有している職員の管理簿そのものではない。特に、死亡の原因の記載内容が項目名を除いて全て不開示となっているが、これらの項目の内容を記載した職員は、恐らく特許庁秘書課が保有している職員の管理簿から転記していると思われるので、この特許庁秘書課が保有している職員の管理簿における該当箇所も開示すべきである。

なお、特定文書は、「特定年月日付け特定新聞において、宗像特許 庁長官が寄稿した、死去した特定職員に対する特定文書が掲載され ているが、この特定文書掲載に関する宗像特許庁長官及び特許庁と 特定新聞社とのやり取りに関する文書(例えば、特定文書掲載を依 頼する文書、特定文書掲載を承諾する文書、掲載料に関する文書、 特定文書作成に関する特許庁内部における検討文書等)。」を対象 文書とする行政文書開示請求に係る手続の中で詳細に記載している ので当該先の開示請求に係る文書も参照してもらいたい(諮問番 号:平成30年(行情)諮問第459号:事件名:特許庁長官が寄 稿した特定文書の掲載に係る特許庁長官及び特許庁と特定新聞社と のやり取りに関する文書の不開示決定(不存在)に関する件)。

イ 理由説明書の記載内容に対する検討

理由説明書の記載(下記第3の1(1))は、違法かつ不当である。 以下詳細に述べる。

まず、諮問庁は、法5条1号本文により、職員の病歴の部分に関する文書は、個人識別情報として不開示理由に該当する旨主張するが、 平成29年度の特許庁職員の死去情報に関しては法5条1号ただし 書ハの「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当 するとして例外的に開示すべきである。すなわち、当時の宗像特許庁長官が寄稿した特定年月日に死去した特定職員の特定文書の中に死去した特定職員の病歴を活用しながら、特許庁の最大の汚点であるシステム化失敗からの立ち上がりを演じる内容になっており、特定文書は明らかに行政文書というべきである。具体的には、特定文書の(省略)の文章記載により、特許庁の最大の汚点であるシステム化失敗からの立ち上がりを演じる内容になっており、特定文書は、単なる個人的な文書とは異なる、特許庁による組織的に作成された行政文書というべきである。

また、諮問庁は、「対象文書は、審査請求人が請求する「平成29年度における特許庁職員の死去に関する文書」は、人事院からの依頼を受け作成された平成29年度における特許庁職員の死亡者数及びその死因等を記載した文書のみであり、その他に、特許庁において、年度別で職員の死去に関する文書を作成しておらず、対象文書以外の文書は存在しない。」旨主張するが、明らかに違法かつ不当である。すなわち、本件審査請求人は、氏名や電話をした日時は不詳であるが、本件開示文書に記載の特許庁職員に電話で尋ねたところ、当該特許庁職員は、「特許庁秘書課の職員から人事管理簿の記載を聞いて人事院からの依頼を受け作成された平成29年度における特許庁職員の死亡者数及びその死因等を記載した文書を作成した」旨回答しており、他に特許庁秘書課の人事管理簿が対象文書に該当するというべきである。

さらに、特定文書自体も公文書たる行政文書として開示文書に該当 するはずである。

なお、特定文書におけるシステム化の具体的内容は次のとおりで、 いまだ犯罪としては発覚していないが、財産犯罪として特許庁最大 の汚点となっているものである。

(省略)

上記したことから明らかなように、諮問庁は、法5条1号本文により、職員の病歴の部分に関する文書は、個人識別情報として不開示理由に該当する旨主張するが、平成29年度の特許庁職員の死去情報に関しては同号ただし書ハの「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するとして例外的に開示すべきである。すなわち、当時の宗像特許庁長官が寄稿した特定年月日に死去した特定職員の特定文書の中に死去した特定職員の病歴を活用しながら、特許庁の最大の汚点であるシステム化失敗からの立ち上がりを演じる内容になっており、職員の病歴の部分に関する文書は、平成29年度の特許庁職員の死去情報に関しては法5条1号ただし書ハの

「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当すると して例外的に開示すべきである。

- (2) 審査請求書2及び意見書2(令和2年(行情)諮問第68号)
 - ア 行政文書不開示決定通知書の記載内容の検討

原処分 2 は不当である。すなわち、開示資料である国家公務員死亡者数等調査(平成 2 8 年度)は、人事院職員福祉局職員福祉課が実施したいわゆるアンケートに関するもので特許庁が保有している職員の管理簿そのものではない。特に、死亡の原因の記載内容が項目名を除いて全て不開示となっているが、これらの項目の内容を記載した職員は、恐らく特許庁秘書課が保有している職員の管理簿から転記していると思われるので、この特許庁秘書課が保有している職員の管理簿における該当箇所も開示すべきである。

イ 理由説明書の記載内容に対する検討

理由説明書の記載(下記第3の1(2))は、違法かつ不当である。 まず、常識的に考えて年度別の特許庁職員の死去に関する文書が存 在しないはずがない。なぜなら、もし、年度別の特許庁職員の死去 に関する文書が存在しないなら、誰が死去したのか、逆に誰が生存 しているかに関する確認を取ることができず、人事管理一切を行う ことができなくなるからである。

さらに、諮問庁は、「対象文書は、審査請求人が請求する「平成28年度における特許庁職員の死去に関する文書」は、人事院からの依頼を受け作成された平成28年度における特許庁職員の死亡者数及びその死因等を記載した文書のみであり、その他に、特許庁において、年度別で職員の死去に関する文書を作成しておらず、対象文書以外の文書は存在しない。」旨主張するが、明らかに違法かつ不当である。すなわち、本件審査請求人は、氏名や電話をした日時は不詳であるが、死去情報に関する開示文書に記載の特許庁担当部署の職員に電話で尋ねたところ、当該特許庁職員は、「特許庁秘書課の職員から人事管理簿の記載を電話で聞いて人事院からの依頼を受けた特許庁職員の死亡者数及びその死因等を記載した文書を作成した」旨回答しており、他に特許庁秘書課の人事管理簿が対象文書に該当するというべきである。

- (3)審査請求書3及び意見書3(令和2年(行情)諮問第69号)
 - ア 行政文書不開示決定通知書の記載内容の検討

原処分3は不当である。すなわち、開示資料である国家公務員死亡者数等調査(平成27年度)は、人事院職員福祉局職員福祉課が実施したいわゆるアンケートに関するもので特許庁が保有している職員の管理簿そのものではない。特に、死亡の原因の記載内容が項目

名を除いて全て不開示となっているが、これらの項目の内容を記載した職員は、恐らく特許庁秘書課が保有している職員の管理簿から転記していると思われるので、この特許庁秘書課が保有している職員の管理簿における該当箇所も開示すべきである。

イ 理由説明書の記載内容に対する検討

理由説明書の記載(下記第3の1 (2))は、違法かつ不当である。 まず、常識的に考えて年度別の特許庁職員の死去に関する文書が存 在しないはずがない。なぜなら、もし、年度別の特許庁職員の死去 に関する文書が存在しないなら、誰が死去したのか、逆に誰が生存 しているかに関する確認を取ることができず、人事管理一切を行う ことができなくなるからである。

さらに、諮問庁は、「対象文書は、審査請求人が請求する「平成27年度における特許庁職員の死去に関する文書」は、人事院からの依頼を受け作成された平成27年度における特許庁職員の死亡者数及びその死因等を記載した文書のみであり、その他に、特許庁において、年度別で職員の死去に関する文書を作成しておらず、対象文書以外の文書は存在しない。」旨主張するが、明らかに違法かつ不当である。すなわち、本件審査請求人は、氏名や電話をした日時は不詳であるが、死去情報に関する開示文書に記載の特許庁担当部署の職員に電話で尋ねたところ、当該特許庁職員は、「特許庁秘書課の職員から人事管理簿の記載を電話で聞いて人事院からの依頼を受けた特許庁職員の死亡者数及びその死因等を記載した文書を作成した」旨回答しており、他に特許庁秘書課の人事管理簿が対象文書に該当するというべきである。

(4) 審査請求書4及び意見書4(令和2年(行情)諮問第70号)

ア 行政文書不開示決定通知書の記載内容の検討

原処分4は違法かつ不当である。少なくとも、特許庁秘書課が保有 している職員の管理簿には職員の死去に関する情報が記載されてい ると思われるので、この特許庁秘書課が保有している職員の管理簿 における該当箇所を開示すべきである。

次に、文書を特定・保有したのか、特定・保有しなかったのか、を明確にしてもらいたい。もし、特定・保有したが、保存期間の満了により廃棄した場合は、保存期間、廃棄年月日を明確にしてもらいたい。また、国立公文書館に移管した場合は移管年月日を明確にしてもらいたい。

イ 理由説明書の記載内容に対する検討

理由説明書の記載(下記第3の1(3))は、違法かつ不当である。 まず、常識的に考えて年度別の特許庁職員の死去に関する文書が存 在しないはずがない。なぜなら、もし、年度別の特許庁職員の死去 に関する文書が存在しないなら、誰が死去したのか、逆に誰が生存 しているかに関する確認を取ることができず、人事管理一切を行う ことができなくなるからである。

さらに、諮問庁は、「特許庁職員の死去に関する文書について、人事院から「国家公務員死亡者数等調査票」又は「国家公務員死因調査」の作成依頼に応じて当該文書を作成しているのであり、それ以外の文書は作成していない。」旨主張するが、明らかに違法かつ不当である。すなわち、本件審査請求人は、氏名や電話をした日時は不詳であるが、死去情報に関する開示文書に記載の特許庁担当部署の職員に電話で尋ねたところ、当該特許庁職員は、「特許庁秘書課の職員から人事管理簿の記載を電話で聞いて人事院からの依頼を受けた特許庁職員の死亡者数及びその死因等を記載した文書を作成した」旨回答しており、他に特許庁秘書課の人事管理簿が対象文書に該当するというべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

(1) 原処分1

- ア 審査請求人は、平成30年12月14日付けで、法3条の規定に基づき、処分庁に対し、行政文書開示請求(以下「本件開示請求1」という。)を行い、処分庁は同月17日付けでこれを受理した。
- イ 特許庁長官は、平成30年12月28日付けで、審査請求人に対し、 開示請求の対象文書として、①国家公務員死亡者数等調査票、②国 家公務員死因調査票に関する文書を特定しており、①の文書につい ては平成27年度、平成28年度分を、②の文書は平成29年度分 が保存されている旨通知するとともに、補正を依頼する通知(以下 「本件補正依頼」という。)をした。
- ウ 審査請求人は、平成31年1月10日付けで、処分庁に対し、本件 補正依頼に対応して、本件開示請求1の請求する行政文書の名称等 の補正を行い、処分庁は同月16日付けでこれを受理した。
- エ 本件開示請求1に対し、処分庁は、本件対象文書について一部開示 とする原処分1を平成31年2月4日付けで行った。
- オ これに対して、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)2条の規定に基づき、平成31年4月30日付けで、処分庁に対して、原処分1を取り消し、更なる文書の開示を求める審査請求(以下「本件審査請求1」という。)を行い、諮問庁は令和元年5月8日付けでこれを受理した。
- カ 本件審査請求1を受け、諮問庁は、原処分1の妥当性につき改めて

慎重に精査したが、本件審査請求1については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件審査請求1を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

(2) 原処分2及び原処分3

- ア 審査請求人は、平成31年1月10日付けで、法3条の規定に基づき、処分庁に対し、本件請求文書2及び本件請求文書3の各行政文書開示請求(以下、順に「本件開示請求2」及び「本件開示請求3」という。)を行い、処分庁は同月16日付けでこれを受理した。
- イ 本件開示請求2及び本件開示請求3に対し、処分庁は、文書2及び 文書3について開示とする原処分2及び原処分3を平成31年2月 4日付けで行った。
- ウ これに対して、審査請求人は、行政不服審査法2条の規定に基づき、 平成31年4月30日付けで、処分庁に対して、原処分2及び原処 分3を取り消し、更なる文書の開示を求める各審査請求(以下、順 に「本件審査請求2」及び「本件審査請求3」という。)を行い、 諮問庁は令和元年5月8日付けでこれを受理した。
- エ 本件審査請求2及び本件審査請求3を受け、諮問庁は、原処分2及び原処分3の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件審査請求2及び本件審査請求3については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件審査請求2及び本件審査請求3を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

(3) 原処分4

- ア 審査請求人は、平成31年4月15日付けで、法3条の規定に基づき、処分庁に対し、本件請求文書4の行政文書開示請求(以下「本件開示請求4」といい、本件開示請求1ないし本件開示請求3と併せて「本件開示請求」という。)を行い、処分庁は同月17日付けでこれを受理した。
- イ 本件開示請求 4 に対し、処分庁は、文書 4 につき、その全部を不開 示とする原処分 4 を令和元年 5 月 1 7 日付けで行った。
- ウ これに対して、審査請求人は、行政不服審査法2条の規定に基づき、 令和元年8月17日付けで、処分庁に対して、原処分4の取消しを 求める審査請求(以下「本件審査請求4」といい、本件審査請求1 ないし本件審査請求3と併せて「本件審査請求」という。)を行い、 諮問庁は同月19日付けでこれを受理した。
- エ 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分4の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件審査請求4については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件審査請求4を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求人の主張についての検討

(1)原処分1

ア 審査請求人の主張

審査請求人は、原処分1に対して、①別途開示決定を受けた「国家 公務員死亡者数調査票」(平成27年度及び平成28年度)におい て,性別及び病死又は災害死の別を示す欄は開示されており,少な くとも性別及び死亡の種類については、法5条1号ただし書に規定 する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にするこ とが予定されている情報」に該当すること、②特定年月日付け特定 新聞において、宗像直子氏(当時特許庁長官)が寄稿した、死去し た特定職員に対する特定文書の記載内容を引用し,特定文書の内容 から、特定職員の性別や死因が読み取れることから、死去した職員 の性別,死亡時の年齢,死亡日及び死因は法5条1号ただし書の情 報として公表すべきであること、③死去職員の適用俸給表は、俸給 表自体は国家公務員法等により公開されていることから、職務遂行 の内容に係る部分であるといえるので、法5条1号ただし書ハに該 当するとともに、法5条1号ただし書に規定する「法令の規定によ り又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情 報」に該当するということができる、④開示資料である国家公務員 死因調査(平成29年度)は,人事院職員福祉局職員福祉課が実施 したいわゆるアンケートに関するもので特許庁が保有する職員の管 理簿そのものではない。特に、死亡の原因の記載内容が項目名を除 いて全て不開示となっているが、これらの項目の内容を記載した職 員は、恐らく特許庁秘書課が保有している職員の管理簿から転記し ていると思われるので、この特許庁秘書課が保有している職員の管 理簿における該当箇所も開示すべきであるとし,原処分1が不当で ある旨主張している。これに対して、以下のとおり検討する。

イ 原処分1の不開示部分の妥当性について

(ア) 法 5 条 1 号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」について、同号ただし書に掲げる情報を除き、開示すべき対象から除かれる不開示情報と規定している。すなわち、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により」の部分が、「特定の個人を識別することができるもの」の前に付加されている。その結果、氏名、住所、生年月日等それ自

体として個人を識別し得る情報のみならず、個人の病歴の部分等も、 法5条1号本文にいう不開示情報に含まれると解される。

- (イ) これを本件についてみると、原処分1において一部開示した「国家公務員死因調査(平成29年度)」は、同年度に死去した特許庁職員の死因に関する詳細な調査結果であって、対象となった死去職員数が僅少であることを踏まえると、死亡者の性別、死亡時の年齢、死亡日、適用俸給表及び死亡の種類の欄並びに死亡の原因の各情報を公表すれば、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものに該当することは明らかである。また、上記の各死亡職員個人に関する情報は、社会通念に照らし、法5条ただし書にいう「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ということは到底いえず、法5条1号本文に該当することを理由に一部開示とする決定をした原処分1は妥当である。
- (ウ)審査請求人は上記(ア)のとおり主張するが、同種の情報が公開された先例があるとしても、それは個別の事例対応というべきであって、本件開示請求1に対し、「国家公務員死亡者数調査票」と「国家公務員死因調査」とでは、記載項目を異にしており、記載項目や調査の性質を異にする「国家公務員死亡者数調査票」(平成27年度及び平成28年度)と同様に、性別及び病死又は災害死の別を開示すべきとの審査請求人の主張には理由がない。また、原処分1において不開示にした各情報を開示すれば、審査請求人が引用する特定新聞掲載の特定文書で追悼の対象となった特定職員の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能な状態になるのであって、審査請求人が本件で考慮すべきとする特定文書に関する主張は、むしろ、原処分の不開示理由(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものに該当すること)の妥当性を肯定する主張というほかない。

その他の主張についても、審査請求人が請求する「平成29年度における特許庁職員の死去に関する文書」は、人事院からの依頼を受け作成された平成29年度における特許庁職員の死亡者数及びその死因等を記載した文書(本件対象文書1)のみであり、その他に、特許庁において、年度別で職員の死去に関する文書を作成しておらず、本件対象文書1以外の文書は存在しない。

(2)原処分2及び原処分3

審査請求人は、原処分2及び原処分3に対して、上記第2の2(2) ア及び(3)アのとおり主張している。 これに対して、以下のとおり検討する。

ア 開示請求書の経緯について

- (ア)審査請求人は、平成30年12月14日付けで、請求する行政文書の名称を「各暦年における特許庁職員の死去に関する文書(例えば、各暦年における死去数、死去理由、死去年月日、職員の死去の場合の取扱いに関する文書)」とする本件開示請求1をしたが、処分庁は、同月28日付けで、審査請求人に対し、本件補正依頼をした。
- (イ)審査請求人は、本件補正依頼をうけ、平成30年12月31日、 特許庁情報公開推進室の担当部署宛に、上記1(1)イの①国家公 務員死亡者数等調査票について平成29年度分の存否及び平成26 年度以前の文書の存否を尋ねる電子メールを送信したところ、同部 署職員は、平成31年1月4日、審査請求人に対し、その時点で、 平成30年度分の上記1(1)イの①、②の文書は作成されていないこと、及びこれらの文書の保存は3年である旨を返信した。
- (ウ)審査請求人は、平成31年1月10日、特許庁長官に対し、本件補正依頼に対応して、上記(ア)の開示請求の対象文書を本件請求文書1に補正する補正書を提出するとともに、同日、それぞれ本件請求文書2、本件請求文書3を請求対象とする開示請求書2通を提出した。
- (エ)なお、審査請求人は、平成31年2月12日、特許庁情報公開推進室の担当部署宛に、上記1(1)イの①「国家公務員死亡者数等調査票」について、同日時点の平成30年度分の存否を問う電子メールを送信し、同部署職員は、同月13日、「平成30年度分については、平成31年度中に人事院からの依頼を受け、作成することとなるため、現時点でまだ作成されておらず、存在していない。」旨回答している。

イ 本件対象文書と審査請求人の主張について

審査請求人が請求する「平成28年度における特許庁職員の死去に関する文書」及び「平成27年度における特許庁職員の死去に関する文書」は、人事院からの依頼を受け作成された平成28年度及び平成27年度における特許庁職員の死亡者数及びその死因等を記載した各文書(本件対象文書2及び本件対象文書3)のみであり、その他に、特許庁において、年度別で職員の死去に関する文書を作成しておらず、本件対象文書2及び本件対象文書3以外の文書は存在しない。

審査請求人は、本件対象文書2及び本件対象文書3の作成に対し、 「恐らく特許庁秘書課が保有している職員の管理簿から転記してい ると思われる」と推測し、当該「職員の管理簿」が存在することを前提に、当該管理簿も開示すべき旨主張するが、特許庁において、前記のとおり本件対象文書2及び本件対象文書3以外に平成28年度及び平成27年度の特許庁職員の死去に関する文書は作成されておらず、審査請求人の主張は、前提を欠いており理由がない。なお、この点につき、上記ア(ア)の経緯のとおり、本件補正依頼において、審査請求人に対し、本件対象文書2及び本件対象文書3として特定された各文書名を特定し、年度ごとに異なる文書名の文書が存在することが通知された後、特許庁の担当職員と審査請求人との間で、上記ア(イ)の電子メールが交わされており、本件対象文書2及び本件対象文書3以外の文書が存在しないことは審査請求人も了知していたものである。

(3)原処分4

審査請求人は、審査請求書の理由を記載せず本件審査請求4をした後、令和元年9月29日付けで提出した補正書において、「特許庁秘書課が保有している職員の管理簿には職員の死去に関する情報が記載されていると思われるので、この特許庁秘書課が保有している職員の管理簿における該当箇所を開示すべきである」と主張している。

しかしながら、特許庁においては、特許庁職員の死去に関する文書について、人事院から「国家公務員死亡者数等調査票」又は「国家公務員死因調査」の作成依頼に応じて当該文書を作成しているのであり、それ以外の文書は作成していない。なお、この点について、平成31年2月12日、特許庁情報公開推進室の担当部署宛に、同日時点の平成30年度分の「国家公務員死亡者数等調査票」又は「国家公務員死因調査票」のいずれかの存否を問う審査請求人からの電子メールに対し、同部署職員は、同月13日、「平成30年度分については、平成31年度中に人事院からの依頼を受け、作成することとなるため、現時点でまだ作成されておらず、存在していない。」旨回答しているが、審査請求人が本件開示請求4をしたのは、平成31年度初めの平成31年4月15日である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当で あると考えられることから、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和2年2月19日 諮問の受理(令和2年(行情)諮問第6 7号ないし同第70号)

- 2 同日
- ③ 同年3月11日
- ④ 同年6月10日

⑤ 同年10月8日

諮問庁から理由説明書を収受(同上) 審議(令和2年(行情)諮問第67号) 審査請求人から意見書を収受(令和2年 (行情)諮問第67号ないし同第70

本件対象文書1の見分(令和2年(行情)諮問第67号)及び審議(令和2年(行情)諮問第67号ないし同第70号)

令和2年(行情)諮問第67号ないし同 第70号の併合及び審議

⑥ 同月30日

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は本件対象文書1ないし本件対象文書3を特定し、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分1を、本件対象文書2及び本件対象文書3につき、いずれも全部開示とする原処分2及び原処分3を、本件対象文書4につき、これを保有していないとして不開示とする原処分4をそれぞれ行った。

묵)

各審査請求書及び各意見書の内容に鑑みれば、審査請求人は、具体的には、本件請求文書1ないし本件請求文書3につき、文書の再特定を、また、本件対象文書1につき、不開示部分の開示を求めるとともに、本件対象文書4の保有の有無を争うものと解される。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書1ないし本件対象文書3の特定の妥当性及び本件対象文書4の保有の有無並びに本件対象文書1の見分結果に基づき、本件対象文書1の不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書1ないし本件対象文書3の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書1ないし本件対象文書3の特定について、当審査会事務 局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明が あった。
 - ア 本件請求文書1ないし本件請求文書3は、各年度における職員の死亡に関して取りまとめた文書を求めるものと解されることから、本件開示請求1ないし本件開示請求3に対しては、平成29年度、平成28年度及び平成27年度の各年度における職員の死亡に関して取りまとめた文書である本件対象文書1ないし本件対象文書3をそれぞれ特定した。

- イ 本件対象文書1ないし本件対象文書3は、いずれも人事院の依頼に 応じて特許庁が作成した文書である。人事院からは、死亡した職員の 数等につき、3年に1度、国家公務員死因調査に係る調査票作成の依 頼がなされ、その余の年には、国家公務員死亡者数等調査に係る調査 票の作成依頼がなされる。平成29年度分に関しては、国家公務員死 因調査に係る調査票作成の依頼がなされ、平成27年度分及び同28 年度分に関しては、国家公務員死亡者数等調査に係る調査票作成の依頼がなされた。
- ウ 審査請求人は、本件対象文書1ないし本件対象文書3を作成する際に参照した、「特許庁秘書課が保有している職員の管理簿」も開示すべきと主張するが、特許庁において、職員の管理簿は作成しておらず、保有していない。

なお、特許庁においては、死去した職員の遺族から、市区町村に提出した死亡届の写しを取得しており、本件対象文書1ないし本件対象文書3を作成する際には、対象となる職員の死亡届の写しに記載された情報を参照したが、死亡届の写しは戸籍法における届出書類であり、法の適用を受けないため、開示の対象としなかった。

- エ 特定年月日付け特定新聞に宗像特許庁長官が寄稿した,死去した特定職員に係る特定文書に関しては,職務外において個人として寄稿したものであるため,行政文書とはいえず,特許庁において保有していない。
- オ 本件審査請求を受け、念のため、担当部署において書庫、パソコン 上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書1ないし本件対象文 書3の外に本件請求文書1ないし本件請求文書3に該当する文書の存 在は確認できなかった。
- (2) 当審査会事務局職員をして人事院のウェブサイトを確認させたところ、 その内容は上記(1) イの諮問庁の説明のとおりであると認められる。 また、死去した特定職員に係る特定文書は保有していないなどとする 上記(1) エの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。
 - 一方、審査請求人は、各審査請求書及び各意見書の中で、「特許庁秘書課が保有している職員の管理簿」も開示すべきと主張するが、その趣旨は、本件対象文書1ないし本件対象文書3を作成するために参照した文書の開示を求めるものであると解され、諮問庁は上記(1)ウにおいて、本件対象文書1ないし本件対象文書3を作成するために参照した文書として、死去した職員の遺族から、市区町村に提出した死亡届の写しの提供を受け、これを保有しているものの、当該死亡届の写しは法の適用を受けない旨主張している。これについて検討するに、戸籍法128条は、戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに同法48条2項に規定する書

類については、法の規定は適用しない旨を規定しており、その立法趣旨は、戸籍や戸籍に関する届書等については、戸籍制度の一環として独自の閲覧等手続が定められており、また、同項に規定する書類の請求等について市区町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができるとされていることから、戸籍に関する届書等について法による公開を重ねて実施した場合には、利用者に無用の混乱を招くおそれがあることによるものと解することができるところ、死去した職員の遺族から提供を受けた死亡届の写しは、特許庁において職員が死去したことに関して上記戸籍制度の枠組みとは別に取得した文書であり、当該文書に法が適用されたとしても、上記のようなおそれが生じるとは認められず、当該死亡届の写しは法の適用を受けるものと解される。

したがって、特許庁において、本件対象文書1ないし本件対象文書3の外に本件請求文書1ないし本件請求文書3に該当する文書として、各年度に死去した特許庁職員に係る死亡届の写しを保有していると認められるので、これを新たに特定し、改めて開示決定等をすべきである。

- 3 本件対象文書 4 の保有の有無について
- (1)本件対象文書4の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
 - ア 上記2(1)アと同様に、本件開示請求4は、平成30年度における職員の死亡に関して取りまとめた文書の開示を求めるものと解した。
 - イ 平成30年度に死亡した職員の数等については、令和元年7月に人 事院から国家公務員死亡者数等調査に係る依頼があり、同年8月に回 答を行っているため、本件対象文書4は、本件開示請求4のあった平 成31年4月の時点では作成しておらず、保有していなかった。
 - ウ 本件開示請求4がなされた時点で、平成30年度に死去した職員の 遺族から、市区町村に提出した死亡届の写しを取得しているが、死亡 届の写しは戸籍法における届出書類であり、法の適用を受けないため、 開示の対象としなかった。
- (2)特許庁において、本件開示請求4の時点では人事院から国家公務員死亡者数等調査に係る依頼がなされておらず、平成30年度における職員の死亡に関して取りまとめた文書は作成していなかったとする上記(1)イの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。
 - 一方,特許庁が平成30年度に死去した職員の遺族から取得した,市区町村に提出された死亡届の写しは,上記2(2)で述べたとおり,法の適用を受けないとは認められない。また,本件請求文書4の文言を合理的に解釈すれば,審査請求人は必ずしも平成30年度における職員の死亡に関して取りまとめた文書のみの開示を求めていると解することは

できず、上記死亡届の写しも本件対象文書4に該当すると認められる。 したがって、特許庁において、本件対象文書4に該当する文書として、 平成30年度に死去した特許庁職員に係る死亡届の写しを保有している と認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

4 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書1の不開示部分には、平成29年度中に死亡した特許庁各職員の性別、死亡時の年齢、適用俸給表、死因等、当該各職員個人に関する情報が記載されている。

当該部分は、当該死亡した各職員に係る法 5 条 1 号の個人に関する情報であって、当該死亡した各職員の氏名は記載されていないものの、これを公にすると、関係者等一定範囲の者には当該死亡した各職員を特定することが可能であり、これら一定範囲の者に個人的な情報が知られることとなり、当該死亡した各職員の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に該当し、同号ただし書 イないしハに該当する事情も認められないので、不開示とすることが妥当 である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書1の開示請求に対し、本件対象文書1を 特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定につい ては、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示 としたことは妥当であるが、特許庁において、本件対象文書 1 の外に開示 請求の対象として特定すべき文書として平成29年度に死去した特許庁職 員に係る死亡届の写しを保有していると認められるので,これを対象とし て、改めて開示決定等をすべきであり、本件請求文書2及び本件請求文書 3の各開示請求につき、本件対象文書2及び本件対象文書3を特定し、開 示した各決定については、特許庁において、本件対象文書2及び本件対象 文書3の外に各開示請求の対象として特定すべき文書として平成28年度 及び平成27年度に死去した特許庁職員に係る死亡届の写しを保有してい ると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであ り、本件対象文書4につき、これを保有していないとして不開示とした決 定については、特許庁において平成30年度に死去した特許庁職員に係る 死亡届の写しを保有していると認められるので、これにつき改めて開示決 定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 佐藤郁美,委員 中川丈久

別紙1

(1) 本件請求文書1

平成29年度における特許庁職員の死去に関する文書(例えば,各暦年における死去数,死去理由,死去年月日,職員の死去の場合の取扱いに関する文書等)

(2) 本件請求文書2

平成28年度における特許庁職員の死去に関する文書(例えば,各暦年における死去数,死去理由,死去年月日,職員の死去の場合の取扱いに関する文書等)

(3) 本件請求文書3

平成27年度における特許庁職員の死去に関する文書(例えば,各暦年における死去数,死去理由,死去年月日,職員の死去の場合の取扱いに関する文書等)

(4) 本件請求文書 4

平成30年度における特許庁職員の死去に関する文書(例えば,各暦年における死去数,死去理由,死去年月日,職員の死去の場合の取扱いに関する文書等)

別紙2 本件対象文書

- 文書 1 国家公務員死因調査(平成29年度)(本件対象文書1)
- 文書2 国家公務員死亡者数等調査(平成28年度)(本件対象文書2)
- 文書3 国家公務員死亡者数等調査(平成27年度)(本件対象文書3)
- 文書4 平成30年度における特許庁職員の死去に関する文書(例えば、各暦年における死去数、死去理由、死去年月日、職員の死去の場合の取扱いに関する文書)(本件対象文書4)